

市民参加と市民協働の実施状況に関する総合的評価について

A 市民参加

1 評価対象

市民参加と市民協働に関する基本条例（以下「条例」という。）第5条に規定するもの

- (1) 市の基本構想及び基本的事項を定める計画等の策定又は変更
例：基本構想、基本計画、都市計画マスタープラン等
- (2) 市政に関する基本方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
例：市民参加と市民協働の推進に関する基本条例、まちづくり条例等
- (3) 広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃
例：市民憲章、ごみ有料化等
- (4) 市民の公共の用に供される大規模な施設の設置に係る基本計画等の策定及びその利用や運営に関する方針、又はそれらの変更
例：市民センター、図書館等に関する改修、整備等の基本構想等

2 市民参加の方法

条例第6条第1項で、「市の実施機関は、市民参加の手続きを行うときは、それぞれの施策にふさわしく、かつ、年齢、性別、障がいの有無及び職業等の状況によって、市民が行政活動に参加する機会を失することがないように適切な方法を選択しなければならない。」としている。

また、第8条において、市民参加の手続に関する事項を公表するときには、(1) 担当窓口での供覧又は配布、(2) 市の広報紙への掲載、(3) 市の公式ホームページへの掲載、(4) その他、効果的に周知できる方法、によるものと規定している。

主な市民参加の方法は以下のとおりだが、現状としては、審議会等の設置に加え、パブリックコメント、市民説明会を基本的には選択している。

(1) 審議会等

学識経験者や有識者、市民等さまざまな立場の人が集まり、議論する場。専門的な意見も含め、様々な立場からの意見を包括的に検討、調整、審議等を行う必要がある場合に設置する。市民公募委員としての参加が市民参加の手法に該当する。

(2) パブリックコメント

策定等しようとする政策等に対して市民の意見を反映させるため、条例骨子案や計画素案等を公表し、30日以上の期間を設けて市民の意見を広く募集し、提出された意見を参考に施策等を決定していくもの

(3) 市民説明会

施策の趣旨や目的、内容などについて説明が必要な場合に開催するもの

(4) その他（ワークショップ、フォーラム等）

●ワークショップ

施策の策定において、早い段階から市民同士や市民、行政が自由な作業や議論を行うことを通して、合意形成を図るためのもの

●フォーラム

施策の策定途中において、市民が十分な議論を行う場を提供し、その意見を聴く場合に開催するもの

3 評価スケジュール

時期	内容
4月頃	・市民参加、市民協働に関する庁内調査の実施 ※評価対象に該当する令和6年度事業については、実績のみ確認
6月頃	・庁内調査結果、調査年度に市民参加手続を行う事業の確認
7月頃	・各委員による評価
8月頃	・各委員による評価を踏まえ審議会で検討①
10月頃	・各委員による評価を踏まえ審議会で検討②
12月頃	・総合的評価（答申）

B 市民協働

1 評価対象

条例第27条第2項に基づく市民協働事業（提案制度）

2 評価スケジュール

時期	内容
4月頃 (または事業 終了時)	・市民協働事業提案団体、担当課による評価シート作成
6月頃	・事業実績の確認
7月頃	・各委員による評価
8月頃	・各委員による評価を踏まえ審議会で検討①
11月頃	・各委員による評価を踏まえ審議会で検討②
12月頃	・総合的評価（答申）

★参考★

令和7年度審議会等開催スケジュール（イメージ）

審議会	時期	主な議題等
第1回	6月中旬	・今年度の審議会の進め方 ・総合的評価のための庁内調査結果等の確認
第2回	7月下旬	・市民協働事業提案内容の確認
	7月下旬	■市民協働事業 プレゼン、選考会
第3回	8月下旬～ 9月上旬	・市民協働事業審査 ・市民参加と市民協働に関する総合的評価①
	9月上旬	■市民協働事業（答申）
第4回	11月頃	・市民協働と市民協働に関する総合的評価②
	12月	■市民参加と市民協働に関する総合的評価（答申）
第5回	1月頃	
	2月中旬	■市民公益活動事業補助金 プレゼン、選考会
第6回	3月頃	

※第1回、第2回については、議題の状況により統合も検討、また、総合的評価の審議の進め方により、審議会回数、答申時期を検討